答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となった公文書の非公開部分のうち、審査請求のあった発生時刻、発生場所、関係者に関する記述の部分を非公開とした決定は妥当でなく次に掲げる部分を除き公開すべきである。

「関係者に関する記述」のうち、関係者に係る年齢の部分

2 本件諮問に至る経緯

平成15年9月10日に本件審査請求人より次のとおり公開請求があった。「平成15年9月4日平田警察署作成の事件報道に係る広報資料」 実施機関は同年9月22日付けで次のような決定を行った。

(1)対象公文書

平成15年9月4日付け平田警察署広報資料2件(以下「本件公文書」という。)

- (2)決定内容:部分公開決定
- (3)公開しない部分

被疑者の住所地・年齢・職業・言動、逮捕時刻、町名以下の逮捕場所、 発生時刻、発生場所及び関係者に関する記述

(4)公開しない理由

公開することで、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され又は識別され得る可能性があり、島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する。

(5)審査請求人は、上記本件公文書のうち発生時刻、発生場所及び関係者に 関する記述を非公開としたことを不服として、平成15年11月21日に 審査請求を行い、島根県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)は、 条例第20条第1項の規定に従い同年12月11日付けで当審査会に諮問 書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1)審査請求の趣旨

本件公文書の非公開部分のうち、発生時刻、発生場所及び関係者に関する記述の非公開決定処分の取消しを求める。

(2)審査請求の理由

審査請求人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 条例第7条第2号該当性

少年事件に関しては、少年法(昭和23年法律第168号)第61条 において、被疑少年を推知させるような事項の報道は禁じられている。

少年事件についての広報資料である本件公文書には、少年が推知される情報は記載されていないはずである。全部公開しても被疑者や関係者の識別は不可能である。

- イ 条例第7条第2号ただし書きイ該当性 広報資料は報道されることを前提に報道機関に発表された資料である。
- ウ 条例第7条第2号ただし書き八該当性 関係者に関する情報は、公務員の職務の遂行に係る情報である。関係 者の情報の中には被疑少年が推知される情報は含まれていないはずであ る。
- エ この事件の一番大きな問題点はこの逮捕自体が正当であったかどうかである。これが非公開ということで黒塗りにされてしまうと、警察の関わり方の正当性に対して警察以外の外部の者が一切判断できなくなることは非常に大きな問題だと考えており、逮捕事案に正当性があるかどうかを第三者に判断できるような形で情報公開をすべきである。

4 実施機関の主張

諮問実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭による実施機関の 主張の要旨は、以下のとおりである。

(1)条例第7条第2号該当性

被疑者の住所地・年齢・職業・言動、逮捕時刻、町名以下の逮捕場所、 発生時刻、発生場所及び関係者に関する記述は、公開することで特定の個 人が識別され又は識別され得る可能性がある。

発生時刻、発生場所及び関係者に関する記述については、これらの情報が一体として一つの文章を構成するものであり、公開することで既に公開されている逮捕年月日、市名、逮捕理由などの情報と組み合わせることにより、現場に居合わせた人々や当該本人の家族、知人など特定の者であれば被疑者や関係者の識別が可能になる。

また、仮に個人識別性がないとして公開された場合、現在平穏な生活を送っている被疑者やその家族にとっては公開されることにより、誤解や誹謗、中傷などにより新たな不安が生じ、条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお、特定の個人の

権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当する。

(2)条例第7条第2号ただし書きイ該当性

本件で報道機関に提供された情報は、逮捕日直近の複数の新聞に掲載された。その内容は各報道機関が警察から提供された情報をもとに、独自の取材により、当該広報資料に記載された内容以上の詳細なものである。

この広報資料は、これを公表すると規定した法令はなく「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、重大事件及び事故の発生を報道することの公益性により、発生時点に限り被疑者の個人情報を公表するものであり、事案発生後も継続して公表するものではなく、他の機会にも公表された事実もないことから「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも該当しない。

(3)条例第7条第2号ただし書き八該当性

本件非公開部分には公務員の職務遂行に係る情報が記録されているが、その部分は同時に当該公務員以外の者に係る情報である。公開することで、すでに公開されている逮捕年月日、市名、逮捕理由などの情報と組み合わせることにより、被疑者や関係者の識別が可能となるとしたもので、当該公務員に対しての非公開理由ではなく、本ただし書きに該当する部分があったとしても、その非公開理由を消滅させるものではない。

(4)第三者に対する意見提出機会の付与

実施機関は、原決定については、当該第三者が識別され、また、識別され得る情報について非公開とした決定であったので、条例第15条第1項及び第2項に係る意見の提出の機会を与えていなかった。そのため、本件審査請求による不服申立てを審査会に諮問したことについて当該第三者の権利利益を確保する必要から通知した。

(5)第三者からの意見の提出

当該第三者は未成年のため実施機関が親族を通じて聴取を行ったことにより提出があった。

5 審査会の判断

(1)本件公文書は、「平成15年9月4日付け平田警察署広報資料2件」である。この公文書は特定の逮捕事案発生について、その概要を報道機関に 提供するために平田警察署が作成したものである。

(2)条例第7条第2号該当性

条例第7条第2号本文は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が当該情報から直接識別され又は識別され得る場合だけで

なく、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され又は識別され得る可能性がある場合も含むものと解される。

この「他の情報」については、公知の情報や当該公文書上の情報及び一般人が通常入手し得る関連情報がこれに含まれ、特定人のみが知っている情報は、「他の情報」には含まれないものと解する。

本件の場合、実施機関は「発生時刻、発生場所及び関係者に関する記述については、これを公開することで、公開された情報、発生場所での目撃状況などの情報と組み合わせることにより、被疑者及びその他の関係者が識別され又は識別され得る可能性がある」と主張するが、発生時刻、発生場所及び関係者に関する記述には、氏名・住所など特定の個人を直接識別される情報は含まれていないことは明らかである。ただし、関係者に関する記述のうち関係者に係る年齢の部分は、これを公開すると特定の個人が識別され得る可能性のある情報と考える。

次に、他の情報と組み合わせることによる特定の個人の識別可能性についてであるが、発生場所での目撃状況などの情報は、その発生現場に居合わせた者でしか入手できない情報である。実施機関は、現場に居合わせた人々や当該本人の家族、知人などであれば当該本人を識別できると主張するが、このような限られた人々が有する情報は「一般人が通常入手し得る関連情報」とは認められず、したがって発生場所での目撃状況などの情報は「他の情報」には該当しない。

また、実施機関は、意見陳述の中で、発生時刻、発生場所及び関係者に関する記述を公開すると「特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがある」と主張する。しかし、既に部分公開された文書は、特定の個人の権利利益を害するおそれがないものとして公開されたものである。発生時刻、発生場所及び関係者に関する記述のうち個人が識別され得る可能性のある関係者に係る年齢の部分を除き、それ以外の記述には特定の個人の人格と密接に関連する情報はないことから、これらの記述は、個人の権利利益を害するおそれのある記述には該当しない。

したがって発生時刻、発生場所及び年齢を除く関係者に関する記述は、 公開が妥当であると判断する。

なお、本件公文書の発生場所に関する記述について、略称を用いて記載されている部分があり、具体的な発生場所の特定に当たっては、逮捕場所に記載された部分を含めて公開すべきものと判断する。

以上のことから、審査会の結論のとおり答申する。